

伊勢崎市住生活基本計画

概要版

令和5年3月

伊 勢 崎 市

【計画改定の目的】（第1章1）

- ・人口減少への転換と少子高齢化の進行、外国人住民の増加、市営住宅の老朽化、地震や洪水等の災害リスクの増大、脱炭素社会に向けた取組みの加速など、住生活を取り巻く状況が変化
- ・上位計画である住生活基本計画（全国計画）の見直しと群馬県住生活基本計画2021の策定を踏まえ、住生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、伊勢崎市住生活基本計画を改定

【計画の期間】（第1章2）

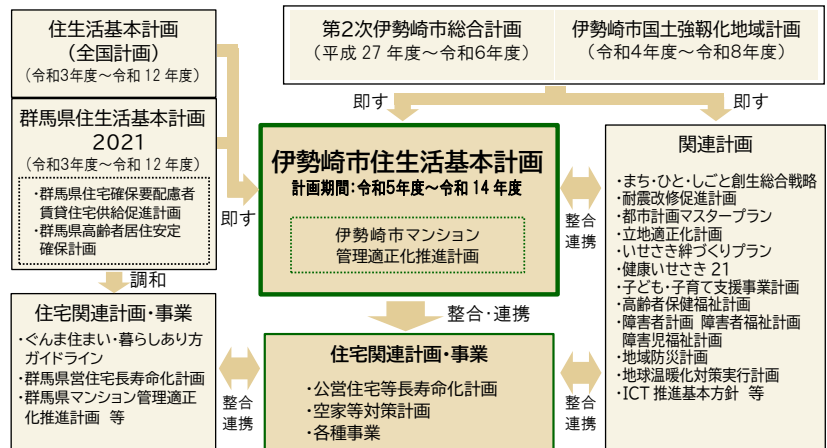
令和5年度～令和14年度
（おおむね5年ごとに見直し）

【一体的に策定する計画】 （第4章）

伊勢崎市マンション 管理適正化推進計画

目的：市内のマンション管理の適正化の推進
期間：令和5年度
～令和14年度

【計画の位置づけ】（第1章3）



【基本理念と基本目標】（第3章1・2）

伊勢崎市総合計画の将来都市像

「夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき」

本計画の基本理念

「誰もが安心して暮らせる住まいとまちづくり」

災害リスクや暮らし方等の社会環境の変化、今後の人口動向、住宅ストック等の動向を考慮しながら、国籍や世代、年収等の様々な事情を背景としたライフスタイルやライフステージに応じて、適切な住まいを選び、住み続けられる住宅の供給と生活環境づくり

目標1 多様な居住ニーズに応える住宅・住環境の形成

テーマ：ニューノーマル・DX、若年・子育て世帯、高齢者・障害者、多文化共生

目標2 誰もが安心・安全に暮らすことができる住宅・住環境の形成

テーマ：セーフティネット、防災

目標3 人口減少や脱炭素社会に対応した持続可能な住宅・住環境の形成

テーマ：住宅ストック、空き家、コンパクト&ネットワーク、環境

【計画改定の視点】（第1章5）

改定の視点

総合計画の将来都市像の実現に向けて、住宅分野での取組みを加速するための見直し

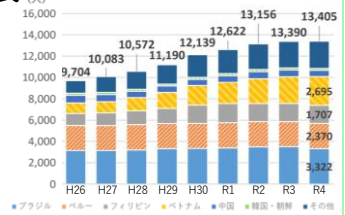
社会情勢の変化、上位関連計画の改定に合わせた見直し

住生活基本計画の根幹を担う住宅政策のあるべき姿の見直し

前回計画に加えて考慮すべき事項

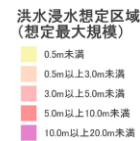
- ・多文化共生の住環境
- ・災害リスクへの対応
- ・セーフティネットの充実
- ・定住促進（20～30代の結婚・子育て世代）

外国人住民の増加



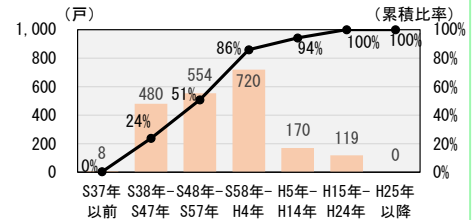
- ・住宅産業におけるDX普及
- ・災害ハザードエリアでの対応
- ・多様な世代の交流
- ・地球温暖化対策

大規模災害のリスク



- ・市営住宅を集約する際の多面的な検討
- ・既存制度の更なる活用
- ・マンション管理適正化

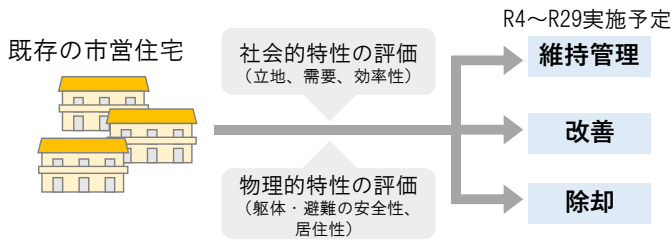
市営住宅の老朽化



【計画改定にあたって加わった主な施策】（第3章3）

地域のニーズと連携した市営住宅

伊勢崎市公営住宅等長寿命化計画（R4.2）に基づく整備



今後の空き部屋の発生や市営住宅の集約等のタイミングを想定

まちづくりと連携した市営住宅のイメージ

適切な場所への移転(立地適正化計画)

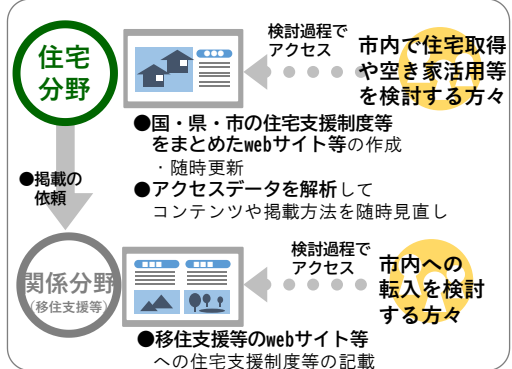
- ・防災や都市計画等の観点から適切なエリアに移転
- ・跡地の有効活用

機能の複合化

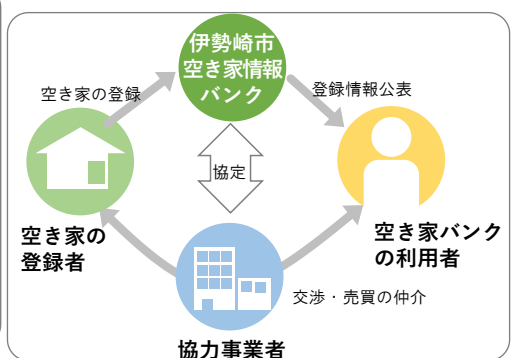
- ・地域の課題解決に向けた空き部屋の活用
- ・集約等のタイミングで、立地や敷地条件に応じて、地域の暮らしの拠点として必要な機能の導入を検討



DXに対応した支援制度の周知



空き家情報バンクの活用



住宅・住環境の
現状と課題
(第2章)

- 社会環境の変化**
- 暮らし方の変化**
在宅勤務等のニーズへの対応が必要
- 災害リスクの増大**
住宅の安全性向上や災害発生への備えが必要
- 情報通信技術の急速な進展**
情報に手軽にアクセスできるためのDXの導入が必要
- 居住者・コミュニティ**
- 人口減少と少子高齢化**
子育て世帯や高齢者が安心して暮らせる住環境が必要
- 住宅確保要配慮者**
各世帯の状況に応じたサポートが必要
- 多文化共生**
外国人住民と周辺住民が快適に暮らせる住環境が必要
- 住宅ストック・産業**
- 空き家**
空き家発生への対応と良質な既存住宅の流通が必要
- 高経年化するマンション**
マンションの適切な維持管理が必要
- 市営住宅の老朽化**
市営住宅の適切な維持管理や集約化が必要
- 脱炭素の取組み**
住宅に関わる温室効果ガスの排出抑制が必要

基本理念
(第3章1)

誰もが安心して暮らせる住まいとまちづくり

基本目標
(第3章2)

目標1
多様な居住ニーズに応える住宅・住環境の形成



目標2
誰もが安心・安全に暮らすことができる住宅・住環境の形成



目標3
人口減少や脱炭素社会に対応した持続可能な住宅・住環境の形成



注：SDGsの17の目標のうち対応する主なアイコンを表示

施策
(第3章3)

- ニューノーマル・DXに対応した住宅・住環境の実現(p.26) 暮らし方 情報
- 安心して子どもを産み育てやすい住宅・住環境の実現(p.27) 少子高齢
- 高齢者・障害者等が人々や地域とのつながりの中で健康で安心して暮らせる住宅・住環境の実現(p.28) 少子高齢
- 外国人住民と周辺住民が相互に理解し合い、快適に安心して暮らせる住環境の実現(p.29) 要配慮 多文化
- 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備(p.30) 要配慮 公営住宅
- 自然災害等による死者ゼロに向けた住まいのレジリエンス機能の向上(p.32) 災害
- 質の高い住宅ストックの形成(p.33) マンション 少子高齢 脱炭素
- 伊勢崎市マンション管理適正化推進計画(第4章 p.39)
- 空き家の適切な維持管理及び活用の推進(p.34) 少子高齢 空き家
- 市街地の暮らしやすさの維持・充実(p.36) 少子高齢
- 脱炭素社会実現に向けた良質な住宅ストックの形成(p.37) 脱炭素

実現化方策

(第5章)

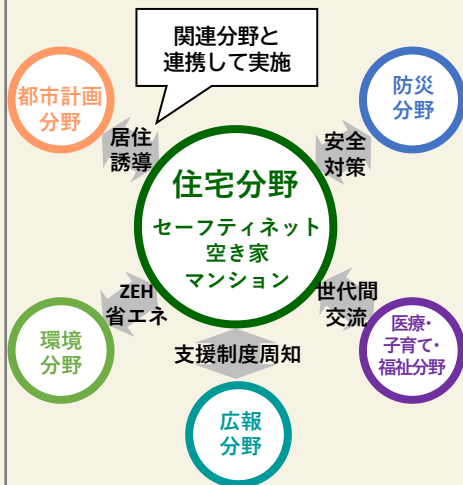
○成果指標

<ul style="list-style-type: none"> ○共働き世帯、テレワークに対応した住宅取得に対する支援 ○民間事業者との連携による新たな暮らし方の普及促進 ○DXの推進 	<p>空き家情報バンクの登録数 12件(R2)→81件(R14)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○移住・定住の促進 ○市営住宅における子育て世帯向け住宅の供給 ○住み替え支援 ○子育て支援施設の立地誘導・情報提供の充実 	<p>子育て世帯の誘導居住面積水準以上の割合 49.1%(H30)→57.0%(R14)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が安心して暮らせる住まいの確保 ○住み慣れた地域での居住継続支援 ○地域での暮らしを支える仕組みづくり 	<p>高齢者がいる世帯のバリアフリー化率 42.8%(H30)→47.0%(R14)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○住まい方のルール等の情報提供 ○住宅への円滑な入居の支援 ○地域社会への参加、交流の促進 ○互いの文化、習慣等の違いを知る機会の提供 	<p>国際化事業の参加者数 78人(R3)→800人(R14)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅を活用した住宅セーフティネット機能の確保と適切な維持管理 ○今後の集約化を見据えた市営住宅の方向性の検討 ○民間住宅を活用した住宅セーフティネット機能の確保 	<p>市営住宅の特定目的分散入居率 52.6%(R2)→65.0%(R14)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○住宅の耐震化の促進 ○防災・減災の推進 ○災害ハザードエリアの土地利用に関する検討 ○被災後の生活再建の支援 	<p>住宅の耐震化率 88.3%(R2)→概ね100%(R14)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○リフォームによる住宅ストックの質の向上 ○良質な住まいづくりの推進 ○分譲マンション管理の適正化の推進 	<p>既存住宅のリフォーム率 3.8%(H30)→5.6%(R14)</p>
<p>成果指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 年1回以上の集会を開催している管理組合の割合 55.6%(R4)→75.0%(R14) 長期修繕計画策定済みの管理組合の割合 44.4%(R4)→75.0%(R14) 	<p>新築住宅における認定長期優良住宅の割合 17.0%(R3)→28.0%(R14)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○管理不全な空き家の発生予防の推進 ○空家等の適切な管理の推進 ○空家等の利活用の推進 	<p>空き家率 13.8%(H30)→現状維持(R14)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○生活関連サービス施設の集約による拠点機能の強化 ○中心市街地の整備とあわせたまちなか居住の推進 ○地域主体のまちづくりの推進 ○公共交通ネットワークの維持・利便性の向上 	<p>空き家情報バンクの登録数 12件(R2)→81件(R14)</p> <p>立地適正化計画における誘導施設の集約割合 27.0%(H27)→29.6%(R14)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光エネルギーの利用促進 ○エネルギーの効率的な利用の推進 ○緑化の推進 	<p>民生家庭部門における温室効果ガスの削減(H25基準) -9.9%(H29)→-56.0%(R14)</p>

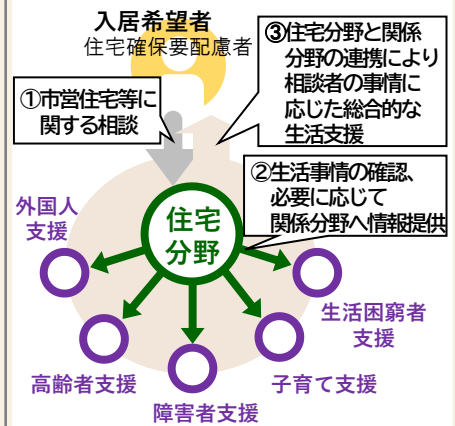
○各主体の役割と連携(p.51)

- ①市民や市民団体
- ②住宅関連事業者等や関連団体
- ③行政(県・市)
- ④公的な関係機関

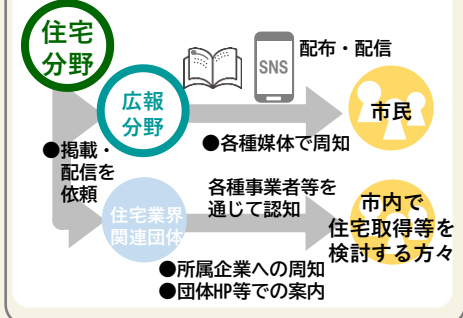
○住宅分野と関連分野の連携



(1) 福祉分野との連携イメージ



(2) 広報等との連携イメージ



伊勢崎市住生活基本計画（概要版）

令和5年（2023年）3月

発行：伊勢崎市 建設部 住宅課

〒372-8501

伊勢崎市今泉町二丁目410番地

TEL 0270-24-5111（代表）